

# 緑の募金公募事業交付金交付要領

(公社)島根県緑化推進委員会

第1条 (公社)島根県緑化推進委員会(以下「県緑委」という。)が、森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力を行う者を支援するため交付する交付金については、「島根県緑の募金実施要綱」に規定するもののほか、この要領の定めるところとする。

第2条 県緑委が交付する交付金の対象となる事業の内容及び事業者等は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

第3条 交付金の交付を受けようとする者(以下「事業者」という。)は、交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに市町村担当課長を経由して、県緑委会長に提出するものとする。

2 市町村担当課長は、提出された申請書の内容を審査し、適正と認めた場合は県緑委会長に送付するものとする。

3 県緑委会長は送付された申請書の内容を審査し、適正と認めた場合は、運営協議会の意見を聞いて交付額を決定するものとする。

4 県緑委会長は、交付決定額を事業者に通知するとともに、決定通知書の写しを市町村担当課長に送付するものとする。

5 事業者は、交付決定通知書に付された条件等に従い、事業を適切に実施するものとする。

6 市町村担当課長は、事業の実施について事業者を指導・助言するものとする。

第4条 事業者が次に掲げる変更を生じた場合は、変更承認申請書(様式第2号)を市町村担当課長を経由して県緑委会長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 事業の中止または廃止

(2) 交付決定額の30%を越える減

(3) 事業実施場所の変更

2 提出された変更承認申請書の取り扱いについては、前条を準用する。

第5条 事業者が概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書(様式第3号)を市町村担当課長を経由して県緑委会長に提出するものとする。

第6条 事業者は事業を完了したときは、速やかに実施報告書(様式第4号)を市町村担当課長を経由して県緑委会長に提出するものとする。

2 市町村担当課長は、提出された実施報告書等により実績を確認するとともに、その結果及び実施報告書を県緑委会長に送付するものとする。

第7条 県緑委会長は、提出された実施報告書の内容を審査し、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金額を確定し事業者に通知するとともに、確定通知書の写しを市町村担当課長に送付する。

第8条 事業者は事業に係る収入及び支出を明らかにした書類及び帳簿等を備えるとともに、これらの書類等を当該事業の完了した年度から3年間は保存しなければならない。

## 附 則

1、 この事業の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

- 1、この要領は平成13年4月1日施行
- 1、この要領は平成14年8月1日改正
- 1、この要領は平成15年9月18日改正
- 1、この要領は平成18年4月1日改正
- 1、この要領は平成20年4月1日改正
- 1、この要領は平成21年9月9日改正
- 1、この要領は平成24年4月2日改正
- 1、この要領は平成24年12月1日改正
- 1、この要領は平成26年2月26日改正
- 1、この要領は平成29年11月9日改正
- 1、この要領は平成30年11月6日改正
- 1、この要領は令和2年11月11日改正

緑の募金公募事業交付金交付要領 「別表」

事業種目	森林整備事業		緑化事業		進事業		国際緑化協力事業
	環境緑化事業	緑化普及事業	環境緑化事業	緑化普及事業	環境緑化事業	緑化普及事業	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的機能の維持・増進を図るための森林づくりを目的とした森林整備</li> <li>・森林・林業作業の体験・研修等を目的とした森林整備</li> <li>・児童・生徒及び幼児の活動の場づくりを目的とした学校林・体験学習の森の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境保全等を目的とした憩いの場、潤いの場等の緑化</li> <li>・心豊かな人間形成を図るための校内や学校周辺、保育園や幼稚園等幼児教育施設内やその周辺等の環境緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の緑化意識の普及・啓発を目的としたイベント等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で森林整備事業・環境緑化事業を実施する団体等の支援</li> </ul>			
事業者	市町村緑化推進委員会 地域住民団体(婦人会、老人会を含む) 法人 自治会(公民館を含む) 学校(P T Aを含む) 保育園、幼稚園等幼児教育施設(P T Aを含む) 森林ボランティア団体等	市町村緑化推進委員会 地域住民団体(婦人会、老人会を含む) 法人 自治会(公民館を含む) 学校(P T Aを含む) 保育園、幼稚園等幼児教育施設(P T Aを含む) 森林ボランティア団体等	市町村、市町村緑化推進委員会 地域住民団体(婦人会、老人会を含む) 法人 自治会(公民館を含む) 学校(P T Aを含む) 森林ボランティア団体等	県 市町村 市町村緑化推進委員会 任意団体(県内) 学校等			
採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地は0.1ha以上とし、原則として1箇所とする。</li> <li>・事業地の育成管理は、事業者が一定の期間(5年以上)行うことが確実であること。</li> <li>・事業地は所有地、公共用地、又は継続使用が可能な用地であること。</li> <li>・事業は努めてボランティアで行うこと。(やむを得ない作業に限り委託できる)</li> <li>・標柱を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地の育成管理は、事業者が一定の期間(5年以上)行うことが確実であること。</li> <li>・事業地は所有地、公共用地又は継続使用が可能な用地で、地域住民等が多数集まる場所であること。</li> <li>・事業地は当該事業内容に合致した利用がなされること。</li> <li>・事業は努めてボランティアで行うこと。(やむを得ない作業に限り委託できる)</li> <li>・標柱を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における緑化の推進または緑の募金の普及啓発に、直接効果のあるイベント</li> <li>・講習会等の開催であること。</li> <li>・多数の参加が見込まれること。</li> <li>・「緑の募金」のノボリ、看板等を掲げること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容が森林整備事業または緑化推進事業に係るものであること。</li> <li>・事業計画が適正で、実効性が確保されていること。</li> <li>・標柱を設置すること。</li> </ul>			
交付対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1に示す内容を交付対象経費とする。</li> <li>・学校林・体験学習の森の整備については、体験学習に必要な案内板、樹木名版、巣箱の設置等の経費を含むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1に示す内容を交付対象経費とする。</li> <li>・学校内及び幼児教育施設内の緑化などについては、環境学習に必要な案内板、樹木名版、巣箱の設置等の経費を含むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1に示す内容を交付対象経費とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1に示す内容を交付対象経費とする。</li> </ul>			
交付限度額 または 補助率	50万円以内 ※植栽面積・植栽本数・参加人数等が大規模の場合には別途協議	50万円以内 ※同左 ※学校内及び幼児教育施設内の緑化、森林環境学習等に資する事業は30万円以内	事業費の1/2以内 (交付額は50万円以内)	事業費の1/2以内、 (交付額は50万円以内)			

(別紙1)

## 緑の募金公募事業における交付対象経費等

### 1. 森林整備事業・環境緑化事業・国際緑化協力事業

対象経費	説明
A 苗木費	・基本的にはボランティア等が自ら植栽可能な中低木
B 伐開費	・笹や灌木等で被われており事業遂行上必要な場合
C 下草刈り等の保育費	・本事業により植栽した樹木の保育を3年間対象とする
D 植栽資材費	・客土、元肥、土壌改良材、その他特に必要と認められる資材
E 支柱資材費	・支柱、横木、ハツ掛(竹)、その他特に必要と認められる資材
F 機材費	・鎌、鋏、鋸、鉋、スコップ、枝打ちハシゴ、安全带、ヘルメット、手袋、その他特に必要と認められる機材
G 機材賃貸等費	・チェーンソー、刈払機等の借上料、燃料費
H 作業路敷設費	・幅2m程度
I 謝金等費	・講師、指導者、技術者等への謝金、旅費
J 交通費	・事業参加者等の輸送に係る車両の借上料、苗木の運搬用車両の借上料
K 保険費	・傷害保険料
L 標柱費	・緑の募金事業である旨を標示したもの(必須)
M 委託費	・事業実施のため、高度専門的な知識・技術が必要な場合の業務委託料
N 諸経費	・事業実施のための通信費等、ただし、次の計算式により算出された金額以内 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M) \times 0.95 \times 0.03$ (小数点以下切り捨て)

### 2. 緑化普及事業

対象経費	説明
A 謝金	・講師、指導者、技術者等
B 旅費	・講師、指導者、技術者等
C 宿泊費	・講師、指導者、技術者等
D 会場費	・借上料、設営経費
E 資材費	・器具、用具、木工用資材、苗木代等
F 交通費	・事業参加者等の輸送に係る車両の借上料
G 保険費	・傷害保険料
H 事務費	・印刷費、通信費、文具費等